

令和6年4月改正 遊佐町総合事業 単位数と利用回数
 令和6年4月より月の利用回数の上限が次の通りとなります。

【訪問型サービス(独自)】

サービスコード		サービス内容略称	事業対象者	要支援1	要支援2
種類	項目				
A2	2411	訪問型独自サービス 21		・週1回程度、 ・週2回程度 ※1月に10回まで	・週1回程度 ・週2回程度 ※1月に10回まで
A2	2511	訪問型独自サービス 22			・週2回を超える程度 ※1月に12回まで
A2	2621	訪問型独自サービス 23			※1月に16回まで
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	※1月に22回まで		

【訪問型サービスA】

サービスコード		サービス内容略称	事業対象者	要支援1	要支援2
種類	項目				
A2	2421	訪問型独自サービス/221		・週1回程度、 ・週2回程度 ※1月に10回まで	・週1回程度 ・週2回程度 ※1月に10回まで
A2	2511	訪問型独自サービス/222			・週2回を超える程度 ※1月に12回まで
A2	2631	訪問型独自サービス/223			※1月に16回まで